四	第二十条第六項	道路管理者等と
五	第四十七条の二第二項	道路管理者と
	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第十七条第七項の規定により国土交通大臣が維持又は災害復旧に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

6　法第四十八条の十九第一項の場合における同条第三項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第四項（同項の表三の項（第二十一条、第二十三条第一項、第三十三条第二項第三号、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十七条の七第一項、第四十八条の八第一項、第四十八条の二十三第一項、第四十八条の二十四第一項、第四十八条の二十五第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第四十八条の二十六第一項、第四十八条の二十七第一項及び第二項、第四十八条の二十八第二項、第四十八条の二十九、第七十条第一項、第三項及び第四項、第九十二条第四項並びに第九十三条に係る部分を除く。）、四の項（第四十八条の三十八第一項及び第三項に係る部分に限る。）、八の項、九の項及び十一の項に係る部分に限る。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

一	第二十一条	道路管理者
二	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項

一	第十三条第四項	第一項の規定により都道府県が維持、修繕、災害復旧その他の管理
		修繕又は災害復旧
		都道府県の
		関係都道府県

一	道路管理者又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）	第四十八条の十九第一項の規定により国土交通大臣が維持を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項

7　第一条の七に次の一項を加える。

法第四十八条の二十二第一項の場合における同条第四項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えについては、第三項（同項の表二の項、五の項、十二の項、十九の項及び二十一の項に係る部分を除く。）の規定を準用するほか、次の表のとおりとする。

一	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が国道の修繕	修繕
		指定市以外の市町村の
		関係都道府県

二	第四十三条の二、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の五第二項、第四十七条の二第二項	道路管理者
	第四十七条の二第二項	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項
三	第四十七条の二第二項及び第三項	の道路管理者
四	第四十九条	道路の管理に関する
		当該道路の道路管理者
五	第五十条第一項及び第六項、第五十三条第二項	国道の新設又は改築
六	第五十条第一項	新設又は改築を
七	第六十四条第一項	停留料金並びに
八	第七十四条	道路管理者は、当該国道を新設し、又は改築しようとする場合において
九	第四条第一項中第三十九号を第四十七号とし、第三十八号を第四十六号とし、第三十七号を第四十五号とし、同項第三十六号ただし書中「又は第四十八条の二第一項若しくは第二項」を「、第四十八条の二第一項若しくは第二項又は第四十八条の二十第一項若しくは第三項」に改め、同号を同項第四十四号とし、同項中第三十五号を第四十三号とし、第二十六号から第三十四号までを八号ずつ繰り下げ、同項第二十五号中「第四十八条の二十七」を「第四十八条の五十」に改め、同号を同項第三十三号とし、同項第二十四号中「第四十八条の二十第一項」を「第四十八条の三十七第一項」に改め、同号を同項第三十一号とし、同号の次に次の一号を加える。	
	三十二　法第四十八条の四十五の規定により自動車駐車場等運営権者と協議（当該協議が成立することをもつて、法第二十四条本文の規定による承認（道路に関する工事の施行に係るものに限る。）又は法第三十二条第一項若しくは第三項の規定による許可があつたものとみなされるものに限る。）をすること。	

六	歩行者利便増進道路である国道の改築	改築を
七	停留料金、	
八	並びに第三十九条の規定に基づく占用料で、第四十八条の二十二第二項の規定に基づき公示される同条第一項に規定する歩行者利便増進改築等の開始の日から当該歩行者利便増進改築等に係る指定市以外の市町村が徴収すべきものは、当該指定市以外の市町村	改築をしようとする指定市以外の市町村
九	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村が歩行者利便増進改築等を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項	道路管理者等
	第四十八条第一項に規定する歩行者利便増進改築等に要する	道路管理者
	第四十八条の二十二第一項の規定により指定市以外の市町村又は指定市以外の市町村	道路管理者又は指定市以外の市町村